

環境物品等の調達の推進を図るための方針

中小企業金融公庫

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成19年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

特定調達物品等の平成19年度における調達の目標

平成19年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成19年2月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

| | |
|---|------------------------------|
| 情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙） | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
| 印刷用紙（印刷用紙（カラー用紙を除く）印刷用紙（カラー用紙）） | |
| 衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー） | |

2 文具類

| | |
|--|------------------------------|
| シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|--|------------------------------|

スタンプ台
朱肉
印章セット
印箱
公印
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー
ステープラー針リムーバ
ー
連射式クリップ(本体)
事務用修正具(テープ)
事務用修正具(液状)
クラフトテープ
粘着テープ(布粘着)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット(バー)
テープカッター
パンチ(手動)
モルトケース(紙めくり
用スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削(手動)
OAクリーナー(ウェッ
トタイプ)
OAクリーナー(液タイ
プ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース(FD・
CD・MO用)
マウスパッド
OAフィルター(枠あり)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆

| | |
|---|--|
| <p> 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム バンチラベル 黒板拭き ホワイトボード用イレーザ ザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ </p> | |
|---|--|

3 オフィス家具等

| | |
|--|---|
| <p> いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード </p> | <p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p> |
|--|---|

4 OA機器

| | |
|--|---|
| コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） 電子計算機 プリンタ等（プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機） ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ | 19年度に購入する物品及び19年度から新たにリース契約を行なうものの調達目標は100%とする。 |
|--|---|

5 家電製品

| | |
|--|------------------------------|
| 電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） 電気便座 テレビジョン受信機 | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|--|------------------------------|

6 エアコンディショナー等

| | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|-------------------------------------|------------------------------|

7 温水器等

| | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 電気給湯機 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器 | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|-------------------------------------|------------------------------|

8 照明

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 蛍光灯照明器具 蛍光ランプ 電球形状のランプ | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|------------------------------|------------------------------|

9 自動車等

9 - 1 自動車

(1) 一般公用車

ハイブリッド自動車3台、平成17年基準排出ガス75%低減かつ低燃費車29台を調達予定。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び燃料電池自動車の調達予定はない。

(2) 一般公用車以外の自動車

調達の予定はない。

9 - 2 I T S 対応車載器

| | |
|---------------|-----------|
| E T C 対応車載器 | 32個を調達予定。 |
| カーナビゲーションシステム | 32個を調達予定。 |

9 - 3 タイヤ

| | |
|-----------|------------------------------|
| 一般公用車用タイヤ | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|-----------|------------------------------|

9 - 4 エンジン油

| | |
|------------|------------------------------|
| 2サイクルエンジン油 | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|------------|------------------------------|

10 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

11 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際の判断基準は、基本方針の判断基準に加え、再生ポリエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が製品全体重量比で50%以上であることとする。

12 インテリア・寝装寝具

| | |
|---|--|
| カーテン 布製ブラインド | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
| カーペット(タフテッド カーペット、タイルカー ペット、織じゅうたん、 | なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。 |

| | |
|--|--|
| ニードルパンチカーペット) 毛布等(毛布、ふとん) ベッド(ベッドフレーム、 マットレス) | |
|--|--|

13 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14 その他繊維製品

調達の予定はない。

15 設備

調達の予定はない。

16 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

17 役務

| | |
|----------------------|---------------|
| 省エネルギー診断 | 調達の予定はない。 |
| 印刷 | 調達目標は100%とする。 |
| 食堂 | 調達の予定はない。 |
| 自動車専用タイヤ更正 | 調達の予定はない。 |
| 自動車整備 | 調達目標は100%とする。 |
| 庁舎管理等(庁舎管理、 清掃) | 調達目標は100%とする。 |
| 輸配送 | 調達の予定はない。 |
| 庁舎等において営業を行 う小売業務 | 調達の予定はない。 |

特定調達物品等以外の平成19年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の物品等の選択に当たっても、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

その他環境物品等の調達に関する事項

- 1 当公庫内に環境物品等の調達の推進を図るため、グリーン調達推進本部及びグリーン調達推進連絡会を引き続き設ける。体制の概要は、下表のとおり。
- 2 本調達方針は全ての部店を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達にあたっては、調達量ができる限り少なくなるよう努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部会計課とする。

中小企業金融公庫グリーン調達推進体制

| | |
|-------------------------|--------------|
| グリーン調達推進本部 | |
| 本部長 | : 経理部長 |
| 副本部長 | : 経理部次長 |
| グリーン調達推進連絡会（事務局：経理部会計課） | |
| 事務局長 | : 経理部会計課長 |
| 事務局員 | : 経理部調達担当者 |
| 連絡員 | : 営業店の総務担当役席 |

以 上